

【介護老人福祉施設早蕨 重要事項説明書】

1. 事業所の概要

事業所名	介護老人福祉施設 早蕨
所在地	高知市五台山3780-1
理事長名	水上 佳与子
電話番号	(088) 885-0800
FAX番号	(088) 885-1288
事業者指定番号	第3970100057号
第三者評価の実施状況	なし

2. 設備の概要

定 員	80名		
居室	個室	26室	一人当たり 11.99~22.59㎡
	2人部屋	18室	一人当たり 8.70~16.65㎡
	4人部屋	7室	一人当たり 8.70㎡
食堂	2室	合 計	319.63㎡
機能訓練室	1室	平行棒、歩行器、滑車	
浴室	1室	一般浴槽と特殊浴槽があります。	
医務室	1室		

3. 職員の配置状況

(1) 主な職員の配置状況

職 種	人員数	夜間	業務内容
管 理 者	1		・ 事業所の職員の管理及び業務の管理に関すること。
医 師	2以上		・ 入所者に対し医療に関する処置や指導及び健康管理に関すること。
生活相談員	1以上		・ 入所者の生活に関する相談、助言及び入退院、入退所等の業務に関すること。
看護職員	3以上 (短期入所含む)		・ 入所者の健康管理に関すること。 ・ 入所者の日常生活の介護に関すること。
介護職員	27以上 (短期入所含む)	4	・ 入所者の日常生活の介護に関すること。
栄 養 士	1以上		・ 入所者の食事の提供及び栄養指導に関すること。
機能訓練指導員	1以上		・ 入所者の機能回復訓練 ・ 入所者の日常生活の介護に関すること。
介護支援専門員	1以上		・ 入所者の介護サービス計画を作成業務に関すること。 ・ 入所者の日常生活の介護に関すること。
調 理 員	5以上		・ 入所者の食事の提供に関すること。
事 務 員	4以上		・ 事務作業に関すること。

(2) 主な職種の勤務体制

職 種	勤 務 体 制
医 師	第1・3 月曜日 13:00～16:00 第2・4 金曜日 9:00～12:00
生活相談員	月曜日から金曜日 8:30～17:30
介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員(短期入所含む) 早出 : 6:00～15:00 2名 日中 : 8:30～17:30 2名 遅出 : 9:00～18:00 5名 夜間 : 16:30～ 9:30 4名
看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員(短期入所含む) 日中 : 8:30～17:30 3名
機能訓練指導員	平日 : 8:30～17:30 1名

※土・日・祝日及び年末年始は上記と異なります。

(3) 職員の研修体制

職員の資質の向上を図るため、下記のとおり研修を行っています。

- ①採用時研修 採用後2ヶ月以内
- ②継続研修 年2回
- ③階層別研修、職種別研修
- ④外部研修

4. サービスの内容及び利用料金

(1) 介護保険給付対象サービス

<サービスの内容>

種 類	内 容
食 事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 栄養士の立てる献立表により、栄養、入所者の方の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。 ・ 食事はできるだけ離床して食堂でとっていただけるよう心掛け、食事内容、場所、時間に配慮し、できる限り自立して食事を摂ることができるよう支援を行います。 (基本食事時間) ・朝食 7:15 ・昼食 12:00 ・おやつ 15:00 ・夕食 17:00
排 泄	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入所者の状況に応じて適切な排せつ介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。 ・ 介護予防短期入所利用中のオムツ代は、必要ありません。
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年間を通じて週2回の入浴又は清拭を行います。 ・ 寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員、その他の職種の者が共同して、入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、日常生活を送るのに必要な機能の回復又は低下を防止するための訓練・体操を実施します。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師や看護職員が、健康管理を行います。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 ・ 褥瘡が発生しないような適切な介護を行うとともに、その発生を防止するための体制を整備しています。

- ・ 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えが行えるよう配慮します。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

<サービス利用料金>

介護保険基準サービス

ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と居室と食事に係る自己負担額の合計金額を、お支払いいただきます。

I. 介護福祉施設利用料（1日あたり）

要 介 護 度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利 用 料		5,890円	6,590円	7,320円	8,020円	8,710円
自 己 負 担 額	1割	589円	659円	732円	802円	871円
	2割	1,178円	1,318円	1,464円	1,604円	1,742円
	3割	1,767円	1,977円	2,196円	2,406円	2,613円

《加算自己負担額》（※個人の負担割合によって1割又は2割、3割）となります。）

加算項目	利用者負担額	算定内容
	1割	
初期加算	30円/日	入所後30日間、30日以上入院があった場合、退院日より30日間算定
安全対策体制加算	20円/回	入所時の1回のみ算定
協力医療機関連携加算 ※R7.4～ 50円/月	100円/月	協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的開催している場合に算定
退所時情報提供加算	250円/回	医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入所者等1人につき1回に限り算定
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	5円/月	診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合に算定
日常生活継続支援加算	36円/日	①要介護4・5の方 ②介護を必要とする認知症入所者（日常生活自立度Ⅲ以上）の方 ③たんの吸引を必要とする方のいずれかが一定以上該当した場合に算定
看護体制加算（Ⅰ）□	4円/日	常勤の看護職員を1人以上配置している場合に算定
看護体制加算（Ⅱ）□	8円/日	看護職員が配置基準より1人以上上回る場合（4人以上）に算定
夜勤職員配置加算（Ⅲ）□	16円/日	夜勤を行う介護・看護職員の数を最低基準より1人以上上回って配置。ならびに夜間帯を通じて喀痰吸引等が実施できる介護職員を配置している場合に算定
個別機能訓練加算（Ⅰ）	12円/日	機能訓練指導員が個別機能訓練計画を作成し、訓練を行っている場合に算定
個別機能訓練加算（Ⅱ）	20円/月	加算Ⅰに加え、LIFEを活用している場合に算定

個別機能訓練加算（Ⅲ）	20 円/月	加算Ⅱに加え、口腔衛生加算Ⅱ及び栄養マネジメント強化加算を算定している場合
栄養マネジメント強化加算	11 円/日	管理栄養士を常勤換算方式で、利用者 50 で除して得た数以上配置し、LIFE を活用している場合に算定
再入所時栄養連携加算	200 円/回	厚生労働大臣が定める特別食等を必要とする入所者が医療機関を退院する際、入所時と著しく栄養状態が異なる（経管栄養等）際、医療機関の管理栄養士と連携し、再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合に算定（1 回限り）
退所時栄養情報連携加算	70 円/回	厚生労働大臣が定める特別食※を必要とする入所者または低栄養状態にあると医師が判断した入所者に対し管理栄養士が、退所先の医療機関等に対して、当該者の栄養管理に関する情報を提供した場合に算定
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	40 円/月	利用者ごとの ADL、口腔機能、栄養状態、認知症の状況・その他の利用者の心身の状況等に関する基本的な情報を、厚生労働省（LIFE）に提出していること。必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他のサービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	50 円/月	加算Ⅰに加え、疾病の状況を提出している場合に算定
ADL 維持等加算（Ⅰ）	30 円/月	ADL 利得（調整済 ADL 利得）の平均が 1 以上の場合に算定
ADL 維持等加算（Ⅱ）	60 円/月	ADL 利得（調整済 ADL 利得）の平均が 3 以上の場合に算定
口腔衛生管理加算（Ⅰ）	90 円/月	歯科医師等の指示のもと歯科衛生士による指導・助言を受け、口腔ケアマネジメント計画が作成されている場合に算定
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	110 円/月	加算Ⅰに加え、LIFE を活用している場合に算定
療養食加算	6 円/食	医師の指示のもと療養食を提供した場合に 1 食単位で算定
排せつ支援加算（Ⅰ）	10 円/月	排泄障害等のため、排泄に介助を要する方に対して他職種が協働して支援計画を作成し、支援した場合に算定
排せつ支援加算（Ⅱ）	15 円/月	利用者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師等と連携し、6 カ月に 1 回以上評価を行い、LIFE を活用し、支援計画を作成している場合に算定
排せつ支援加算（Ⅲ）	20 円/月	加算Ⅰの要件に加え、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の一方が改善、又は、おむつ使用がなくなった場合に算定
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	3 円/月	褥瘡発生を予防するため、褥瘡の発生と関連の強い項目について定期的な評価を行い、その結果に基づき計画的に管理する場合に算定
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	13 円/月	加算Ⅰに加え、施設入所時等の評価の結果、発生リスクがあるとされた利用者に発生がない場合に算定
外泊加算	246 円/日	入院・外泊された場合に算定（1 ヶ月に 6 日を限度）
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）		介護職員処遇改善加算の算定見込み額を上回る介護職員の賃金改善等の計画を策定し、計画に基づき賃金改善等を実施。また、職場環境等要件に関し複数の取組を実施、見える化を行い「介護職員等のベースアップ等」に充て賃金改善を実施した場合。 施設利用料、加算を合わせた総単位数に 14.0 %を加算

《入院・外泊した場合》

連続6日以内の短期入院及び外泊時には（1日につき）246円及び居住費（1ヶ月に6日限度：初日・最終日は除きます。）

連続7日以上入院及び外泊される場合、自己負担分（第1段階～第4段階）に応じた居住費が必要となります。

(2) (1)以外のサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

負担段階	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
食費に係る自己負担額	300円	390円	650円	1,360円	1,500円
おやつ代	1食50円				

《個室の場合》

負担段階	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
居室に係る自己負担額	380円	480円	880円	880円	1,231円

《多床室の場合》

負担段階	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
居室に係る自己負担額	0円	430円	430円	430円	915円

※食費の単価は、朝食：430円 昼食：535円 夕食：535円です。

種類	内容	利用料金
特別な食事	通常メニュー以外の特別な食事をご希望される場合は実費にて提供します。	実費
特別な室料	特別室 特別室 ポプラ 特別室 藤、柳、紅葉 特別室 枳、木斛 特別室 桃、柿、梨、椎 特別室 梅、萩、栃、樅	1日あたり 5,000円 2,000円 1,500円 1,000円 500円 300円
理髪・美容	[理髪サービス] 毎週木曜日、理・美容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。	実費
クラブ活動 レクリエーション	ご希望により、クラブ活動やレクリエーションにご参加いただけます。 ・クラブ活動（生け花、茶道、料理、音楽等） ・レクリエーション・行事予定は、別紙にてお知らせいたします。	特に個人的なもの以外は無料です。

(3) 利用料金の支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、利用月の翌月15日前後にご請求（請求書発送）します

ので、下記の方法で25日までにお支払いください。

- | |
|--|
| ① 金融機関口座から その月 25日に自動引き落とし
※土・日曜日、祝日の場合は翌営業日に引き落とし
※ご利用できる金融機関：郵便局・高知銀行・四国銀行・農協（JAバンク） |
| ② 銀行振込（口座番号は請求書に記載） |

※居宅サービス計画を作成しないときなど、市町村から直接利用料が支払われない場合は、一旦利用料金を全額お支払いいただきます。ただし、サービス提供証明書及び領収書を発行しますので後日、高知市又は南国市の窓口提出していただければ払い戻しを受けることができます。

5. 当事業所の運営方針

独立心を育むリハビリや看護だけでなく、様々な催しや交流を通じて生きがいのある生活の援助を目指します。

皆様と一緒に、介護の問題やお年寄りの人権といった事柄などを基本に考えながら真摯に取り組んでまいります。

サービスの提供に当たっては、入所者の方の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体拘束は行いません。

万が一、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、事前に十分な説明を行ったうえ、身体拘束の態様及び時間、心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等を記録します。

6. 協力医療機関

医療機関の名称	いずみの病院
所在地	高知市薊野北町2丁目10番53号
診療科	総合内科・消化器内科・循環器内科・神経内科・外科・整形外科・脳神経外科 泌尿器科・放射線科・人工透析・麻酔科・血管外科・リハビリテーション科
医療機関の名称	きんろう病院
所在地	高知市薊野北町3丁目2番28号
診療科	内科・呼吸器内科・老年内科・リハビリテーション科

7. 協力歯科医療機関

医療機関の名称	横山歯科診療所
所在地	高知市はりまや町2丁目3-8

8. 緊急時の対応

入所者の状態に急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに身元引受人に連絡し、協議の上主治医またはあらかじめ事業者が指定した協力医療機関への受診等の措置を講じます。

9. 事故発生時の対応

- (1) 入所者の処遇により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の身元引受人等に連絡すると共に必要な措置を講じます。

- (2) 入所者の処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- (3) 事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐため次の対策を講じています。
 - ・事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備しています。
 - ・事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備しています。
 - ・事故発生の防止のための委員会及び介護職員その他の職員に対する研修を定期的に行います。

10 身体拘束廃止・虐待防止の推進

利用者の人権の擁護、虐待防止、身体拘束廃止を推進することを目的として、委員会及び介護職員その他の職員に対する研修を定期的に行います。

11 感染症対策

感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないように、次に掲げる措置を講じています。

- ・感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会を2ヶ月に1回程度、定期的を開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図っています。
- ・感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針を整備しています。
- ・介護職員その他の職員に対し、感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修を定期的実施しています。
- ・上記に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿って対応します。

12 非常災害対策

- ・サービスの提供中に天災その他の災害等の事態が生じた場合、当施設が定める防災計画に基づき、利用者の避難等安全を確保するための必要かつ適切な措置を講じます。
- ・非常災害時の具体的な対応方法、避難経路及び関係機関との連携等を常時確認します。
- ・事業者は、非常災害時に備え、定期的に総合防災訓練を行います。

13 相談窓口、苦情対応

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当法人相談窓口	電話番号	(088)885-0800
	FAX番号	(088)885-1288
	相談員(責任者)	岡林 紀美、笹岡 直樹
	対応日時	月曜日～金曜日 8:30～17:30

(年末年始・祝祭日を除く)

(2) 公的機関においても、次の機関に対して苦情の申立てができます。

市町村介護保険 相談窓口	高知市役所 介護保険課 事業係	
	所在地	高知市本町5-1-45
	電話番号	(088)823-9972
	FAX番号	(088)824-8390
	南国市役所 長寿支援課 介護保険係	

所在地	南国市大桶甲 2301
電話番号	(088) 880-6556
FAX番号	(088) 863-1167

※対応日時 平日の8:30~17:15 (年末年始・祝祭日を除く)

高知県国民健康保険 団体連合会 (国保連)	所在地	高知市丸ノ内 2-6-5
	電話番号	(088) 820-8410、8411
	FAX番号	(088) 820-8413

※対応日時 平日の9:00~16:00 (年末年始・祝祭日を除く)

14. 施設利用にあたっての留意事項

面会時間	面会時間 8:30~19:00 来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。 ※感染症まん延の危険性が有る場合は、面会を制限若しくは、中止させて頂く場合もあります。
外出	外出される場合には、事前にお申し出いただき、届出書をお書きください。
居室、設備、器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
喫煙	決められた場所以外での喫煙はお断りさせていただいています。
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。
金銭、貴重品の管理	高額な金銭の所持はお控えください。ご本人持ちの金銭は各人の責任において保管してください。万一、紛失した場合は責任を負いかねます。 施設利用期間中の施設管理を希望される場合はお申し出ください。
所持品の持ち込み	あまり大量の持ち込みは控えてください。持ち込みたいものについては職員にご相談ください。 所持品・衣類には、すべて氏名をご記入ください。
宗教活動	他の人の迷惑にならないようにしてください。又、勧誘については御遠慮ください。
ペット	原則禁止とさせていただきます。

15. 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 さわらび会
代表者氏名	理事長 水上 佳与子
本社所在地	高知市五台山 3780-1
電話	(088) 885-0800
業務の概要	介護老人福祉施設、短期入所生活介護、デイサービスセンター、小規模デイサービスセンター、ホームヘルプ・ステーション、居宅介護支援事業所
事業所数	6事業所

16. 秘密の保持 (「個人情報保護方針」参照)

サービスを提供する上で知り得た入所者及びそのご家族に関する秘密を契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

入所者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、居宅支援事業所等に対して、入所者の個人情報を提供しません。

17. 記録の開示

入所者又はご家族の求めに応じて、介護及び看護の記録を開示します。記録の閲覧・複写の請求については、利用者及び身元引受人に対し、閲覧、複写物の交付時間は、平日の9:00~17:00とします。

18. その他

- ・身元引受書、遺留金品引受書の締結
- ・個人情報の取扱について

入所者に安心してご利用していただくために、安全な介護を提供するとともに、入所者の個人情報の取扱にも、万全の体制で取り組んでいます。

但し、当施設では入所者の居室間違い防止のため、従来どおり居室に名前を表示しております。同意していただけない場合は、その旨お申し出下さい。